

東京国際空港（羽田空港）の新しい滑走路（D滑走路）

～ 仮設積出棧橋（羽田）の供用開始、建設発生土の受入 ～ トピックス

24時間365日の昼夜連続施工で工事を進めている東京国際空港（羽田空港）の4本目の滑走路（D滑走路）建設工事では、約100haに及ぶ空港島の埋立の材料として、主に千葉県産の山砂を用いることとしています。

しかしながら、山砂採取による自然破壊への影響や山砂運搬に伴う沿道住民への影響等を極力回避・低減するとともに、事業コストの縮減と建設リサイクルの推進を図るため、埋立用の山砂の代替材として、首都圏の工事等から発生する建設発生土を最大限有効活用する計画（最大450万m³の調達を予定）としています。

既に、平成20年7月から建設発生土の受入を開始しており、その受入基準等は、東京空港整備事務所のホームページ（<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/>）「D滑走路情報」に掲載の通りです。

この建設発生土の受入に関し、当事務所では、D滑走路工事への建設発生土の受入機能を大幅に強化することを目的として、1月26日（月）から、羽田空港南端のD滑走路工事区域内に「仮設積出棧橋」を供用させ、同日より建設発生土の受入を開始しました。（別紙写真の通り）

建設発生土の受入に係る情報・問い合わせ等については、下記の問い合わせ先までお願いします。

平成21年1月26日（月）

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所
D滑走路プロジェクト推進室 担当 吉田・榊原・斎藤
住所 東京都大田区羽田空港3-5-7 メンテナンスセンターアネックス 5階
電話 03-5756-6582 HP: http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/

建設発生土の受入について

対象工事： 公共及び民間建設工事

土量規模： 原則として、10,000m³ / 1件以上の搬出量を伴う公共建設工事
または、100,000m³ / 1件以上の搬出量を伴う民間建設工事。

受入基準：

- (1) 原則として、第1種建設発生土及び第2種建設発生土。
 - (2) 含水比や細粒分含有率等の所定の物理性状を満足する建設発生土。
 - (3) 「土壌の汚染に係る環境基準」及び関係省令等に適合する建設発生土。
- 詳細は、東京空港整備事務所ホームページに掲載の情報を参照願います。

状況写真：



(平成21年1月26日撮影)